

四日市市デジタルサイネージ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市長が管理する四日市市デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定める。

(広告等の範囲)

第2条 デジタルサイネージに広告を掲載することができるもの、広告の内容及びデザインの範囲は、四日市市広告掲載要綱第4条及び四日市市広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告等の規格)

第3条 広告の規格は、60インチ縦型ディスプレイ（画面表示サイズ：横 747.6mm×縦 1329.1mm）4面とする。

(広告の掲載場所及び枠数)

第4条 広告を掲載する場所及び枠数は、デジタルサイネージコンテンツ枠貸付契約書によるものとする。なお、掲載する位置（掲載枠の順番）は市が指定する。

(広告代理店)

第5条 市は、広告代理店（以下「代理店」という。）を通じて、広告の募集を行うことができる。

(広告内容等の審査)

第6条 市長は、広告内容等について、四日市市広告掲載要綱第5条第1項に規定する四日市市広告審査委員会（以下「審査会」という。）により、掲載の可否を審査するものとする。

(広告の申込み及び掲載期間等)

第7条 代理店は、広告掲載申込書（様式第1号）に、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の完納等証明書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。なお、完納等証明書（様式第2号）は、四日市市市税完納証明書に代えることができる。

- 2 広告の掲載期間は、申込み1件につき1週間又は1カ月単位とし、複数月に渡る掲載も可能とする。
- 3 広告掲載期間中、市の責めに帰すべき事由によりデジタルサイネージを停止したときは、停止した日数（1日未満は切り捨てる。）に応じて、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第8条 審査会は、指定する期日までに広告原稿の提出がないとき、広告掲載が適切でないときと審査会が判断したとき等には、代理店への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- 2 市は、前項の規定による取消し等により代理店及び広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び法令等に違反していないことを、市に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

広告掲載申込書

年 月 日

四日市市長

【申込者】

所在地

会社名

代表者職・氏名

電話番号

担当者



次のとおり広告を掲載したいので、必要事項を記して申し込みます。

広告掲載を希望する媒体の名称	四日市市デジタルサイネージ広告
広告主の名称	
広告主の業種	
広告の内容	
広告掲載期間	年 月 日 ～ 年 月 日
予定収入	円
その他	市の広告関連規定を遵守します。

完 納 等 証 明 書

四日市市長

年 月 日

住 所
(申請者) (所在地)
ふりがな
氏 名
又は
(名 称) (印)
(生年月日) 年 月 日

使用目的	四日市市広告掲出審査	請求枚数	1通
提出先	四日市市役所 広報マーケティング課		

上記目的に使用するため、下記の証明を請求します。

記

年 月 日現在

未納の税額

市 税 について

はありません。

納税の義務

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

四日市市長

※この様式を（正）（控）2部作成の上、四日市市役所2階市民税課窓口へ提出し、証明を受けてください。
市民課、各地区市民センター、市民窓口サービスセンターでは証明できませんので、ご注意ください。

上記の証明の請求について、次の者を代理人として委任します。

(代理人) (住 所)
ふりがな
(氏 名) (印)
(生年月日) 年 月 日